令和８年度第３回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年１０月１４日（水） 和歌山労働総合庁舎６階	１７時５５分から １８時５５分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数３名 定数３名 定数３名	出席３名 出席３名 出席３名

事務局（玉置）

皆様お揃いですので定刻より５分ほど早いですが、ただいまから第３回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は専門部会の全委員が御出席されておりますので、本部会が成立していることを報告いたします。

また、審議に当たりまして傍聴希望に係る公示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。

ここで他局の審議状況につきまして、報告させていただきたいと思います。

事務局（岡本）

はい、前回からいくつか決まっておりますので北の方から言いますと、青森県がプラス５２円の１，１６１円、宮城県がプラス６２円の１，１８７円、島根県がプラス６７円の１，２３０円、最後に山口県、こちらは非鉄金属を含みますがプラス５８円の１，２３８円で結審しているという状況でございます。

以上でございます。

事務局（玉置）

それでは以後の議事進行を、和中部会長よろしくお願いいたします。

和中部会長

はい、委員の皆様、本日の審議もよろしくお願いいたします。

それでは議題１「金額審議」に入ります。

第２回専門部会におきまして、労使双方から金額を御提示いただきました。

労働者側からは、地賃との優位性の必要性の観点から同じ引上げ率で６３円にしたいという思いがベースとしてはあるという御説明だったのですが、最終的に使用者側の鉄鋼業全体の中長期的な好転の見通しがつかないということも踏まえて、最終的に６０円引き上げの１，２３０円の御提示がありました。

使用者側からは、賃金の絶対値の上昇による中小事業場に対する影響を考慮する必要があるとして、賃金改定状況調査別表第４①の産業別Ｂランクの引き上げ率３．４％を根拠として、４０円引き上げの１，２１０円という金額が御提示されました。

その後、公労公使の二者間協議を行い、公益として労使からの意見を伺いましたが、両者の金額には乖離があり、本日３回目の審議において歩み寄りに向けた審議

を進めることとなったものでございます。
　前回からは休日も含め５日間の間が空きましたが、さらなる歩み寄りに向けまして検討をお願いしたいと思います。この後、金額を御提示いただくことになりますが、その前に何か御意見御発言ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長
　はい。それでは労使双方から金額の再提示をいただきたいと思いますが、事前に協議は必要でしょうか。

久富委員
　大丈夫です。

和中部会長
　大丈夫ですか、田中委員は。

田中委員
　大丈夫です。はい。

和中部会長
　はい。それでは、まず労働者側から御提示をお願いします。

久富委員
　提示する前に　資料を作成してきましたので、配付をお願いします。

（労働者側提出の非公開及び公開資料を公益、使用者側委員に配付する。）

久富委員
　本日の第３回専門部会に当たり、前回示された使用者側からの金額提示及び根拠資料に対する我々労働者側の見解と、改めての主張を申し述べさせていただきたいと思います。まず、第２回の専門部会において、使用者側から提示された根拠資料についてであります。
　前回も申し述べたとおり、そのベースとなっている数値は、産業計や製造業全体のものであり、鉄鋼業という特定産業の専門性を反映したものではありません。さらに本日追加して申し上げたいのは、示されたデータが全国平均値に基づいているという点であります。全国のあらゆる産業を丸めた平均値をもって、この和歌山における鉄鋼業の特定最低賃金を議論することは、私たち労働者側が直面している現場の賃金改善の実態から大きくかけ離れていると言わざるを得ません。
　そこで今回、私たち労働者側から、より実態に即した和歌山県のデータをお示しいたしたいというふうに考えます。

まず別紙２の資料を御覧ください。こちらは連合和歌山がまとめた２０２６春季生活闘争の結果であります。和歌山県内の製造業において、３００人未満の中小企業における賃上げ率は、網掛けしていますとおり４．８６％という結果が出ております。これを現在の鉄鋼業特定最低賃金１，１７０円に当てはめますと、引き上げ額は５６．８円というふうになります。

和歌山県内の製造業を支える中小企業において、これだけの実質的な引き上げが起きているという事実は、特定最低賃金引き上げの妥当性を強く裏付けるものというふうに我々は考えております。

次に別紙１の資料を御覧ください。こちらは鉄鋼業そのものの賃上げ実態についてでありますが、調べた結果を厚生労働省に対し、鉄鋼業単独の賃上げ率の開示を求めたのですが、残念ながらデータの開示はできないということでありました。

しかし、和歌山県の鉄鋼現場の実態を最も正確に反映している数値として、日本基幹産業労働組合連合会の和歌山県本部における今春闘の賃上げ率は４．８２％となっております。これを現行の１，１７０円で計算しますと、引き上げ額が５６．３円というふうになります。

和歌山県内の製造業、中小企業の実績から導かれる５６．８円と、和歌山の基幹産業の仲間たちの実績から導かれる５６．３円。これらの数値は決して架空の数字ではなく、今まさに和歌山県の現場で起きているリアルな賃金改善だということでお示ししたいと思います。

これら和歌山県の実態にあった明確な根拠に基づき、そして何より労使双方が納得できる結審を導き出すため、本日、私たち労働者側は、使用者側に歩み寄り、再提示を行わせていただきます。

前回の第２回の会議では６０円の引き上げを求めましたが、これを修正し、現行から５７円の引き上げとなる１，２２７円と提示額を変更させていただきます。

この５７円という金額は、先ほど申し上げた和歌山県内の賃上げ実態の５６．３円から５６．８円の極めて忠実、現実的な数値であります。

そして同時に、本年度の和歌山県の地賃の引き上げ額である５６円に、プラス１円を超えた金額でもあります。このプラス１円には我々の思いが詰められており、地域別最低賃金に対する特定最賃の優位性をなんとか考慮し、鉄鋼業という厳しい環境で働く労働者の価値と誇りを守るための、絶対に譲ることのできないラインであるということを主張させていただきます。

和歌山県の実態に合った根拠に基づく、私たち労働者側からの最低限の歩み寄りである、この５７円の提示に対しまして、使用者側の皆様の真摯な御検討と、前向きな歩み寄りをお願いしたいということでございます。労働者側からは以上です。

和中部会長

はい、ありがとうございます。改めて労働者側からの御提示は５７円アップの１，１２７円ということでお聞きしました。

続きまして、使用者側からお願いできますでしょうか。

田中委員

はい、今、労側からあったとおり、ちょっと使側でも歩み寄りということで共有しまして、結論申し上げるとプラス５０円の１，２２０円ということを再提示したいというふうに思っております。

前回も、今回も、どこまでいっても鉄鋼の優位性というところの議論になるのかなとは思うのですけれども、５０円の根拠について申し上げます。

２つあって、１点目は、前回御紹介した厚労省の令和８年の賃金改定状況調査ですが、従業員３０人未満を対象とする賃金改定状況調査のＢランク３．４％だったと思いますが、前回はそちらに基づいて提示しました。

多分いろんな要因があると思うのですが、業績の要因などで賃金を引き下げた事業所も合わせた平均である３．４％というデータを使いましたが、データの方を見直して協議しまして、今回は、賃金の引き上げを実施した事業所の平均が４．３％に当たるのですが、その４．３％レベルの引き上げということで、それが５０円に当たりますので、それを根拠に使わせていただいたというのが一つです。

もう一点は、日本商工会議所の中小企業の賃金改定調査の全体的な改定率、こちらもちょうど４．２９％、ほぼ４．３％という数字になるんですけれども、そちらも同じようなレベルの引き上げ額になり、同様にプラス５０円相当になりますので、以上２つの指標を用いて、前回から見直してプラス５０円ということで提示させていただきたいと思います。

繰り返しなのですが最初に公益側からもおっしゃっていただいたとおり、非常に鉄鋼業の状況が厳しい中での提示ということで、そういう考え方に立たせていただきます。

和中部会長

はい、承知いたしました。

今、使用者側からの御提示は５０円アップの１，２２０円ということです。

先ほど、私が労働者側からの再提示の金額５７円アップを説明する際、アップ後の金額を言い間違えたかもわかりません。１，２２７円でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今、労使双方から御提示いただきました金額に、なお７円の差異がございます。この７円をちょっと詰めさせていただきたいと思いますので、個別的な審議に入らせていただいてよろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

はい。それではまず労働者側からお願いしたいと思いますので、使用者側はすみませんが別室の方にお願いします。

本庄委員

今の御提示のお話に関して、質問があるようです。すみません。

和中部会長
　はい。

久富委員
　先ほども申し上げましたけれども、全国平均値ではなくて和歌山県の数値を根拠として、使用者の皆さんには議論していただきたいということを再度お願いしたいなと思います。

和中部会長
　承知いたしました。それではすみません、個別審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（公労個別協議）
（公使個別協議）

和中部会長
　では、再開させていただきます。本日、労使双方から金額の再提示をいただきましたが、まず個別に今、意見をお聞きしましたけれど、まずは労働者側からこの場で発言されることはございますでしょうか。なお、お聞きした重要なポイントは、基本的には全て使用者側の方にお伝えしているつもりです。それを踏まえて、やはり重ねて伝えておきたいということがあれば、お伝えいただければと思います。

久富委員
　内容的には主張させていただいたそのとおり。もう本日はそれ以上のことは何も考えていないということで、最後主張させていただきます。
　また、資料を配付しましたが、別紙１の資料については表に出ると非常によろしくない資料なので、ここに置いていってもらいたいなと思います。
　よろしくお願いします。

和中部会長
　はい、わかりました。では、終了時はこちらの方に置かせていただきます。
　それでは次に、使用者側から御意見ございますでしょうか。

田中委員
　特にはありません。はい。

和中部会長
　よろしいですか。先ほど労働者側から終わりましたら置いてくださいというこの別紙１の資料の中身についてですが、例えば関西マシニングさんですが、使用者側から和歌山の人がいないのではないかというお話なんですが、和歌山の在籍従業員がおられない会社は抜いていただいた方がいいのではないかとかですね、この表の

精度をもう少し上げていただきたいところですが。

田中委員

大変だと思いますので、そこに拘りはないのですが。

和中部会長

労働者側が入手できたものについて、ここに網羅的に挙げられているという趣旨は使用者側に説明させていただいております。

久富委員

改めてその関係で言いますと、関西マシニングの本社は大阪にありますが、この資料にある１７名の方は、支社がある和歌山の製鉄所内で働いておられます。

和中部会長

これは和歌山の方の人数ですか。

久富委員

そうです、そうです。

和中部会長

これらは和歌山の方のデータだけをピックアップされているのですか。

久富委員

はい、テクノロジーで言いますと全社的には千人を超えますし、テックスエンジについても何千人という規模になりますので、ここに挙げた人数は和歌山で働いている方だけの人数になります。

そうしないと加重平均が具体的に出ませんので、はい。

和中部会長

はいはい、なるほど、そういうことですね。

本庄委員

精度としては高いということですね。

田中委員

関西マシニングの方が和歌山にいるというのは、すみません、存じ上げませんでした。

和中部会長

今、労働者側からの御説明で別紙１の資料の内容は、全て和歌山に在籍の方のデータであるということなので、精度としては相応に高いデータであるというふうに

認識されているということでよろしいですか。

久富委員
はい。

和中部会長
はい、わかりました。労使双方ほかに付け加えることはございませんか。よろしいですか。

（意見等なし）

和中部会長
はい。本日、労使から具体的な金額をいただき、その後二者間協議を交えて審議を行いましたが、最終的に現段階では労働者側が５７円引き上げの１，２２７円。使用者側は５０円引き上げの１，２２０円で、基本的に７円の差があります。
この両者の金額にはまだまだ７円の乖離がありますので、本日の審議はここまでとさせていただいて、次回に持ち越して審議を続けたいと思いますがよろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長
はい。では議題２「その他」ですが、委員の皆様方何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長
はい。事務局から何かありますでしょうか。

事務局（玉置）
次回の専門部会につきまして、以前にもお伝えしましたが１０月２０日、火曜日、１８時からこの会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いします。
皆様の出欠の確認なのですが、御出席予定ということでよろしいでしょうか。

（意見等なし）

事務局（玉置）
ありがとうございます。以上です。

和中部会長

次回は１０月２０日火曜日の１８時からこの会議室にて開催いたします。

次回は４回目となり、１２月３０日発効に向けましては、最後の専門部会となりますので、労使ともにさらなる歩み寄りにより全会一致の議決に向けまして御検討いただき、審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

以上、本日の専門部会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。